

太田市まちづくり基本条例の改正（平成19年4月）

●改正内容

改正前	改正後	備考
<p>（言葉の意味）</p> <p>第3条 この条例で使われている言葉の意味は、次のとおりとします。</p> <p>(2) 「市の執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>及び消防長をいいます。</p>	<p>（言葉の意味）</p> <p>第3条 この条例で使われている言葉の意味は、次のとおりとします。</p> <p>(2) 「市の執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいいます。</p>	19年3月 市議会可決

※下線は変更部分

●改正理由

平成19年4月から水道事業管理者が廃止になったため、「言葉の意味」における市の執行機関の規定から水道事業管理者の文言を削除しました。

●改正時期

改正後の条例は平成19年4月1日から施行しました。